

# 大淀町福祉医療費資金貸付要綱

## 第1条 目的

この要綱は、福祉医療費助成条例等の規定に基づく福祉医療費助成金の受給者資格を有する者のうち、医療機関等に対して支払わなければ成らない医療費の一部負担金等(以下「一部負担金等」という。)の支払が困難な者に対して、一部負担金等の支払いに充てる資金(以下「資金」という。)を貸付けることにより、生活の安定と自立を促すことを目的とする。

## 第2条

第1条に規定する福祉医療費助成条例等は、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 大淀町子ども医療費助成条例(昭和48年10月5日大淀町条例第28号)
- (2) 大淀町心身障害者医療費助成条例(昭和48年10月5日大淀町条例第27号)
- (3) 大淀町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和48年3月20日大淀町条例第9号)
- (4) 大淀町重度心身障害老人等医療費助成要綱

## 第3条 貸付対象者

資金の貸付対象者は、大淀町が行う福祉医療費助成条例等の規定により医療費の助成を受けることができる者のうち、本人、配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者(乳幼児医療費助成制度においては条例で定める主たる養育者)の所得金額が次の表の右欄に定める額以内の者とする。

世帯人員数	金額
1人	2,088,000円
2人	2,808,000円
3人	3,528,000円
4人	4,248,000円
5人	4,896,000円
6人以上	4,896,000円に世帯人員数が5人より1人増えるにつき、648,000円を加算した額

## 第4条 貸付申請

福祉医療費助成事業の受給者のうち、資金の貸付を受けようとする者(以下「資格認定申請者」という。)は、あらかじめ福祉医療費資金貸付資格認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に所得証明を添付して、町長に提出しなければならない。

## 第5条 貸付資格の決定

町長は、前条の規定による認定申請書を受理したときは、内容を審査し資金の貸付資格の適否を決定し、その旨を資格申請認定者に通知するものとする。

- 2 町長が資金の貸付資格を有すると決定したときは、福祉医療費資金貸付資格認定書(様式第2号。以下「認定書」という。)を交付するものとする。

## 第6条 貸付対象となる医療費

資金の貸付対象者となる医療費は、福祉医療費助成条例等に定める助成金に相当する額及び高額療養費の支給見込額であって、一部負担金等の額が1万円以上30万円以下であるものとする。

## 第7条 貸付の申請

資金の貸付資格を有する者で貸付を受けようとする者(以下「貸付申請者」という。)は、福祉医療費資金貸付申請書(様式第3号。以下「貸付申請書」という。)に医療機関等から発行された請求書を添付し診療等を受けた月の翌月7日までに町長に提出しなければならない。

- 2 資金の貸付申請は、医療機関ごとに1ヶ月単位で行うものとする。

## 第8条 貸付の決定

町長は前条の規定による貸付申請書を受理したときは、内容を審査し、資金の貸付の適否及び金額を決定し、その旨を貸付申請者に通知するものとする。(様式第4号)

## 第9条 貸付の方法

前条の規定による資金の貸付の決定の承認を受けた者は、福祉医療費資金借用書(様式第5号)及び福祉医療費助成金の受領委任書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

- 2 貸付金は、診療を受けた月の翌月20日までに、借受人に支払うものとする。

## 第10条 借受人の責務

借受人は、貸付のあった月の月末までに、一部負担金等を医療機関等へ支払うものとする。

## 第11条 貸付金の償還

町長は第8条の受領委任書に基づき福祉医療費助成金を貸付金に充当するものとする。

## 第12条 貸付条件

資金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 償還期限 町長から福祉医療費助成金の給付を受けることとなる日。
- (2) 償還方法 全額一括償還。ただし、資金の貸付を受けた者は、当該資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。
- (3) 貸付利率 無利子

#### 第13条 繰上償還

町長は、資金の貸付を受けた者が、偽りその他不正の手段により貸付を受けたとき、又は資金を貸付の目的以外に使用したときは、貸し付けた資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

#### 第14条 貸付の停止等

町長は、次の各号のいずれかに該当する貸付対象者で、その行為が悪質なものと認められるときは、資金の貸付を停止させることができる。

- (1) 前条に規定する行為を行った者
- (2) 医療機関等から請求書が発行されているにもかかわらず、貸付申請を行わない者
- (3) 貸付金の交付を受けたにもかかわらず、医療機関等に資金の支払いを行わない者
- (4) 貸付金の償還を期日までに行わない者

#### 第15条 違約金

町長は、借受人が第12条第1項第1号に規定する償還期限までに償還すべき金額を支払わないときは、当該期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該金額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

#### 第16条 その他

この要綱に定めるもののほか、資金の貸付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成22年9月22日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年8月1日)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日)

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。